

工 事 成 績 評 定 等 実 施 要 領

(目 的)

第 1 本要領は、千葉県建設工事検査要綱第 8 条 (1) の工事成績評定表の作成並びに成績評定結果の受注者への通知に関する事項を定めることにより、千葉県が発注する建設工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 工事成績評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は 1 件の請負代金額が 5 0 0 万円以上の建設工事を対象とし評定するものとする。

(成績評定の時期)

第 3 成績評定の時期は、検査監にあつては検査実施のつど、主任監督員及び監督員にあつては、工事の完成の時とする。

2 工事成績評定表は、発注機関において完成検査を実施する日までに所要事項を記載し、検査監に提出するものとする。

(評定者)

第 4 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査監、主任監督員及び監督員とする。

(成績評定の方法)

第 5 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の採点は、別記第 4 号様式により行うものとする。

3 評定にあたっては、別紙-1～別紙-6 の「工事成績採点の考査項目別運用表」により行い、別紙-7 の「記入方法及び留意事項」、別紙-8 「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

4 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(考査項目の採点方法)

第 6 出来形、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計 (⑥)} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

出来形、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 (⑥)} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$$

- ① 監督員、② 主任監督員、③ 検査監（出来形・中間）、④ 検査監（完成）、
⑤ 法令遵守等

- 2 出来形、中間検査が2回以上あった場合、評定点は出来形、中間検査を合わせた平均点を記入する。
- 3 出来形（部分引き渡し）の場合は、主任監督員、監督員及び検査監が各々評定を行い完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4 監督員、主任監督員、検査監の評定点は小数第1位までとする。
- 5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6 法令遵守等は、主任監督員が記入する。
- 7 所見は必ず記入する。
- 8 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしないものとする。

（成績評定結果の受注者への通知）

第7 完成検査の成績評定結果については、工事検査結果通知書（別記第7号様式）の評定欄に評定点を記入し、項目別評定点（別記第7号の1様式）を添付のうえ、受注者に通知する。

（成績評定点の修正）

第8 引き渡し後、関係法令違反・事故等により評定を修正する必要があると認められる場合は、成績評定結果を修正し、受注者に文書で通知するものとする。（別記第1号様式）

（説明請求等）

第9 第7、第8の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、発注機関の長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

（説明請求の提出）

第10 第9の書面の提出先は、発注機関の長とする。

（説明請求に対する回答）

第11 発注機関の長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、別記第2号様式により速やかに回答するものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年5月25日から施行する。

附則	この要領は、平成30年4月1日から施行する。
附則	この要領は、令和5年4月1日から施行する。
附則	この要領は、令和5年5月1日から施行する。
附則	この要領は、令和6年4月1日から施行する。
附則	この要領は、令和8年4月1日から施行する。
附則	この要領は、令和8年10月1日から施行する。

別記第 1 号様式【評定点が修正された場合の書式】

第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
住所、名称
代表者氏名 様

発注機関の長
(公印省略)

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、令和〇年〇月〇日付け〇第〇号により通知した工事検査結果を、工事成績評定等実施要領に基づき再度評定しましたので、その結果を通知します。

工 事 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
当 初 評 定 点	点
修 正 評 定 点	点
備 考	

第 号
年 月 日

様

発注機関の長

(公印省略)

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付で貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 疑問に対する回答

(工事成績評定表、考査項目別運用表、プロセスチェックリストの写し添付)

(注) この説明書(回答)に異議がある場合には、説明書(回答)を受理した日から 14 日以内に発注機関の長に再説明請求が出来ます。

別記第 3 号様式

年 月 日

発注機関の長

様

受注者

工事成績評定に係る説明書（再説明）請求書（依頼）

年 月 日付けで通知を受けた工事検査結果通知書の評定点に対して、下記のとおり説明（再説明）を求めます。

記

1 工 事 名

2 疑問に対する回答

（注）説明、再説明のどちらか一方を二線でもって消去すること。

第 号
年 月 日

工事成績評定評価委員会
委員長 技術管理課長 様

発注機関の長

工事成績評定に係る意見請求書（依頼）

から下記工事について「工事成績評定等実施要領」第 9 の規定による工事成績評定点に係る説明請求を受け、別紙のとおり回答したところ異議を申し立てられました。

このため、再度回答するにあたり同要領第 11 の 2 の規定により、工事成績評定評価委員会の意見を求めます。

記

- 1 工 事 名
- 2 受注業者の異議申立内容等
- 3 関係書類
別紙のとおり

別記第 5 号様式

第 号
年 月 日

発注機関の長

様

工事成績評定評価委員会
委員長 技術管理課長

工事成績評定に係る意見書（回答）

年 月 日付け 第 号で依頼のありました工事成績評定
に係る意見請求については、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 意 見

別記第6号様式

第 号
年 月 日

受注者

様

発注機関の長

(公印省略)

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定点について、
下記のとおり再度回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答（別記第8号様式添付）

第 号
年 月 日

千葉県入札監視委員会
委員長 様

発注機関の長

工事成績評定に係る意見請求書（依頼）

から下記工事について「工事成績評定等実施要領」第 9 の規定による工事成績評定点に係る説明請求を受け、別紙のとおり回答したところ異議を申し立てられました。

このため、再度回答するにあたり千葉県入札監視委員会設置要綱第 2 条（3）の規定により、委員会の意見を求めます。

記

- 1 工 事 名
- 2 受注者の異議申立内容等
- 3 関係書類
別紙のとおり

別記第8号様式

第 号
年 月 日

発注機関の長 様

千葉県入札監視委員会
委員長

工事成績評定に係る意見書（回答）

年 月 日付け 第 号で依頼のありました工事成績評定
に係る意見請求については、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 意 見